令和４年度第１回川崎市地区まちづくり審議会議事録

令和４年１１月１８日（金）午前１０時００分から

パレール三井ビル１３階会議室

【審議経過】

（事務局）

ただいまから、令和４年度第１回川崎市地区まちづくり審議会を開催させていただきます。

――事務局からの挨拶――

――会議公開の確認――

――会議録発言者の明記公開――

（事務局）

本日は、今期、委員に御就任いただいて初めての会議ですので、委員の皆様に、委嘱状をお渡しさせていただきます。

――委嘱状の交付――

――局長挨拶――

――事務局紹介――

――資料の確認――

――常用ファイルの確認――

（事務局）

それでは、本日の定足数について御報告させていただきます。本日の審議会の出席状況の御報告ですが、本日は、委員総数５名のうち、５名全員の御出席をいただいております。川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第２７条第５項の規定により、必要な定足数を満たしておりますので、御報告いたします。

引き続き、会長の選出を行いたいと思います。

大変僭越ではございますが、会長の選出までの間、このまま事務局で進行を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

――異議なし――

――会長選出――

（事務局）

ありがとうございます。それでは、室田委員に会長をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、御就任の御挨拶を一言いただければと思います。

――会長挨拶――

（事務局）
　ありがとうございます。続きまして、会長が不在時の職務代理でございますが、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第２７条第３項の規定により、会長が指名することとなっております。恐れ入りますが、会長から御指名をお願いいたします。
（室田会長）
　恐れ入ります。それでは、大変僭越ではございますけれども、国士舘大学の二井先生にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（二井委員）
　分かりました。
（事務局）
　ありがとうございます。
　それでは、これからの司会進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。
　室田会長、よろしくお願いいたします。
（室田会長）
　それでは、時間も限られているかと思いますので、早速議事に入らせていただきたいと思います。
――議事録署名人の確認――
――傍聴の確認――

（室田会長）
　それでは、次第に従いまして進めていきたいと思います。
　お手元に次第があるかと思いますが、本日の案件は、報告事項ということでございます。報告事項として、「地区まちづくり組織等の活動状況について」ということと、「川崎市地区まちづくり育成条例のあり方について」というこの２点でございます。
　それでは、まず「地区まちづくり組織等の活動状況について」、事務局から御説明をお願いいたします。
（事務局）
――資料説明――

（室田会長）
　ありがとうございました。
　それでは、今事務局の方から説明がございました件について、御質問や御意見はございますでしょうか。
　藤井委員、お願いいたします。

（藤井委員）

二ヶ領用水のアンケートの結果、何人かの方から御意見をいただいていたようです。１０年経って、意識が変わる部分があるかと思いますので、アンケートでどういう生の声が届いているのかということを御紹介お願いいたします。

（事務局）

アンケートですけれども、４月の下旬から５月の中旬にかけて行いまして、配布の数は約１，０００通で、返ってきたのが７通でございます。

その中で、地区まちづくり構想は１０年やってきて更新なんですけれども、引き続きということで、それに対しての反対意見はございませんでした。

７つの中で主な意見といたしまして、各戸のごみの集積に係るマナーの問題、もともとごみ等の課題があった中で、引き続き、マナーの向上が必要であるというような御意見。

それから、木道に安全に入るためにスロープを整備してほしいという要望ですとか、あとは、木道が老朽化して破損している部分が見られるため対応してほしい。駅に近い辺りの川沿いに駐輪場があるんですが、それが景観を阻害しているというような御意見。

桜の木はかなり老木があるので、管理上剪定をしたところ、それに対しての御意見で、少し切り過ぎじゃないかというような御意見。

それから、植生の環境の管理についての御意見というような御意見が７つの中にございました。意見の概要は以上です。

（室田会長）

ありがとうございます。藤井委員、いかがでしょうか。

（藤井委員）

どうもありがとうございます。やはり、ルールにし切れなかったところがあるのかなという気がいたします。でも、皆さん、１０年経っても同じ思いでこの更新ができたということは、とてもありがたいことかと思っております。

（室田会長）

７通ということでいろんな御意見があったようではありますけれども、この中で何か市として対応等を考えていらっしゃるものはあるんでしょうか。

（事務局）

内容につきましては、紹介したように、ごみのマナーというものは地域で対応するというようなことだとは思うんですけれども、例えば、木道関係、そのスロープの整備ですとか、老朽化、管理の問題、そうしたことにつきましては、施設を管理する建設緑政局の方に御意見をフィードバックしている状況です。それに対して具体的に対策しますというようなことは、まだ今後の話になります。

剪定の話につきましても、やはり市の管理者の方に、そうした御意見があったということを伝えております。

以上でございます。

（室田会長）

ありがとうございます。そうしますと、アンケートの結果につきましては、適宜必要な部局等と情報共有をされているということでよろしいわけですね。

（事務局）

そのとおりでございます。

（室田会長）

ありがとうございます。他に御意見、御質問はございますでしょうか。

では二井委員、お願いいたします。

（二井委員）

二つあります。今いただいたのに関連してなんですけど、例えば、この二ヶ領地区であれば、その地区まちづくりという形で、いろいろ普段から清掃等をやられているわけですけれども、桜の剪定に関する事前の相談というのは行われずに、進んだということになるのかというのがまず一つ目です。

もう一つは、ちょっと次の議題に係るのかもしれませんけれども、今日御紹介いただいたグループ団体、取組概要みたいなものはお話しいただいたんですけれども、何かこうした団体の皆さんから、例えば「こういうことをやりたいんだけど」というような、「こういうことはこの育成条例の中でできるのか」みたいな質問や相談とかがあれば、それも聞きたいと思ったんですけれども、お願いします。

（事務局）

まず、剪定の関係ですけれども、ここの二ヶ領地区につきましては、もともと地域の管理組織、地縁団体があったところで、それがこの構想認定に昇華したところがあります。

そうした中で、剪定については当然管理者の方から地域に事前に話はしております。これはその組織にしているというよりも、地域の自治会がそのものなので、そちらにお話をしています。ただ、あくまでも話をしているのが、その地域の代表者になります。

今回の意見は１，０００通、この沿道全ての方にお配りした中での御意見でございまして、そういう中で個人的な印象としてちょっと刈り過ぎじゃないかという、恐らくそういったところがあったのかなというふうに思っております。

剪定については、老朽化した枝については切りますよという話はあるかと思いますけれども、切ってみたら意外と何かすっきりしちゃったという、そんな印象をどうも持ったというような、地域としてもそんな印象はあったと。ただ、桜に関してはやはりちょっとやむを得ない部分もあるので、更新をしていくということで地域は御理解をしているようです。

２つ目ですけれども、地区まちづくりのグループ登録をしているのは、スクリーンにあるように、これだけあるんですが、質問、相談という辺りにつきましては、毎年たくさんあるかというと、そうでもないところがあります。

市の方でそういう意味で質問、相談が比較的ぽんぽん来るというのは、今回の二ヶ領の

更新の話もそうですけれども、何らかの手続、あるいは、ルールを今後決めていくとか、そういった団体からは質問があります。

例えば、この一覧表の中でも一番下の大川町産業団地地区という、これはちょっと特殊で臨海部、本当に海のところなんですけれども、鶴見線の大川駅という一番突端の駅があるところです。臨港地区における分区解除及び地区計画の検討ということで、臨港地区における分区という地区の指定がありまして、それによって港湾関係の業務というようなことで制限を受けることがありまして、そうした縛りを外した方が、より操業環境がよくなるんじゃないかという、そういったところから、今度はそれと引き替えに地域の秩序維持のために地区計画を検討するというような動きをしていまして、ここは活発に様々な動き、質問等を含めまして、やり取りをしているというところでございます。

それ以外に関しましては、例えば地区のルールというようなところを決めているところなんかは、そのルールにちょっと飛び出たような場合について、どうなのかなというような相談があることがあります。ただ、もともと地区まちづくりのルール自体は、特定基準に至らないようなものについては、自主協定に近い非常に緩やかなルールなので、一般的な考え方をお示しして相談に応じているといったところです。

この中で、真ん中にあります防災まちづくりというのはちょっと特殊で、いわゆる国が指定している基準で密集市街地、それに係るようなところを市の防災部局でソフト的な対応の取組をしたその成果を、グループ登録して、地域に周知しているといったところでございます。事務局からは以上でございます。

（室田会長）

ありがとうございます。二井委員、いかがでしょうか。

（二井委員）

ありがとうございます。何かこういう活動をしているときに、その地域の中で行われる、その公共的な事業が、地元の組織に通さずに行われているとするとちょっと問題かなと思ったので、今、事前にお話しいただいているということで承知しました。

（室田会長）

ありがとうございます。

この二ヶ領用水の地域というのは、自治会が中心というお話が今ありましたけれども、いろいろな議論について、この協議会はほぼメンバーは自治会であるというふうに理解してよろしいんですか。

（事務局）

メンバーは、ほぼ自治会という言い方をすればそうなります。

主だった例えば会長とか、そういった方は自治会のそれなりの要職に就いている方がなっているといったようなところです。

沿道の方につきましては、自治会の役員というよりも、自治会の構成員というようなことが多くございます。

（室田会長）

そうすると、メンバーの方は自治会の会長さんなり、そういった役員の方がこの協議会に出席をされておられて、例えば、よくそのテーマに関心があるという公募住民じゃないですけど、そういう方が参加されている場合もあると思うんですけど、そういう方もいらっしゃるんでしょうかね。

（事務局）

はい。もちろん、そういった方も含めて１年に１回寄り合いがあるんですけれども、出席されている方もいらっしゃいます。地域のいろんなイベントだとか、そういうのに協力していらっしゃる方だとか、ただ、年齢構成を見ますと、やはりそんなに若い方はいらっしゃらなくて、自治会の役員かどうかという話は別にしても、何らかその自治会活動に普段から参加していらっしゃる方、そうした方がやはりこの取組についても、同様に参加しているのかなという印象を持ちます。

公募につきましては、次の議題の中でもメンバーの更新といいますか、そういったようなお話をさせていただくんですけれども、ここの二ヶ領でもやはりこの課題がありまして、メンバー更新がなかなかスムーズにいかないといったようなところがございます。

担い手づくり、人材発掘方法ということで、地域でもやりませんかということでチラシだとか、様々な取組、１０年もう既に実績がありますので、その中でやってきたんですけれども、実際になかなか新たな方に御参加いただけないというような実態があるようです。

今回の主だった方も、１０年前に取り組んだ方がそのままずっと持ち上がってきているようですので、年齢層が１０年上がっているというような感じでございます。

地域としては担い手を探しているというところはありますが、その決め手に欠けるというようなところが今の実態と聞いています。

（室田会長）

住民の方々にこの活動を周知するような手段というのは何かあるんですか。例えば、地域ニュースみたいなものであるとか、何か活動を周知されている手段というのは、ここはおありなんですか。

（事務局）

不定期ですけれども、地域のニュースみたいなものはやっていますし、あと、Ｆａｃｅｂｏｏｋなんかもやったりとか、ＳＮＳなんかでも、もちろん高齢の方がやっているというよりも、協力者の方がやったりだとかというのはあります。

あとは、地元でも餅つきみたいなお祭りみたいなものに参加している方に、こういうのをやりませんかという声を掛けているというようなことはやっているようです。

（室田会長）

分かりました。にもかかわらず、ちょっと、そういった次の世代にうまく継承できていないというようなことですね。

（事務局）

新しい方がなかなか入ってこないというふうに聞いています。

（室田会長）

分かりました。ありがとうございます。

では影山委員、お願いいたします。

（影山委員）

今お聞きしていて、あらかたポイントは出ているんですが、まず一つ、二ヶ領について、私もそこの活動をしている人間から相談を受けたこともあり、そのことで、一つはアンケートをするという場合、対象がどういう対象かという、沿川住民の方の、それからその方法、郵送でやったのか、それとも言わば活動している人たちが少し時間はかかるけれども、ゆっくりヒアリングして回るかとか、これは理想形ではありますよ。そうしたようなことによっても大分違ってくるというか、もうかなり違う。

一緒にやりましょうと、この桜にしても、あそこはイベントをいろいろとやっています。ボートで川遊びのようなこと。そして、子供たちをどの程度、そこで小学校を入れているかと。その辺がこれからは僕はすごく大事になってくるんじゃないか。プロに丸投げは駄目だよと、一言で言えばね。その辺の意識は、これからさらに出てくるんじゃないかと思います。

と同時に、先ほど出ましたように、私も含めて、言わば２０年ぐらいやってきた一つのまちづくり活動というものを進めてきた人たちが、今はリタイアというか、かなり減ってきているが、若い人たちが入らなくなってきている。これは私の宮前区でもそうですが、高津の方でも同様のようですね。とすれば、そういう新しい動きをどうやって仕入れるかと。

その場合、一つ二つ考えられるのは、新しいネット、ＳＮＳとか、そういうのになじむ人となじまない人の問題を僕はすごく感じている。ＰＲパンフ、チラシを作ったり、チラシしか見られない人と、それから、逆に携帯ではできないからと、連絡は紙に書いてくださいと、だから、その問題をこれから僕はＰＲ広報の問題をどうするかなという、そういう問題を一つ、問題提起を二ヶ領についてもしてきているのかなと。

それから、もう一つだけです。この防災のまちづくりというのを先ほど事例がありましたけど、これ基本的に団体としては町内会ですよね。

それで、問題は町内会も今はやっぱり住民から離れてきている部分が結構出てきていますから、その辺は行政の方はどう把握されているのかなと。実は非常に敷居が高くなっている。そして人事を見てください。人事は会長、副会長から三役含めて、非常に申し送り人事というのですかね、その辺のものが手をつけないとちょっと大変になるのかなと。それは、行政さんがやる仕事かどうかは分かりませんが、すごく我々の課題になっているんじゃないかなと。新しい人たちが、町内会っていいよねとか、そういう感じを聞いたことがないよね、入居してきた人たちが。それがまちづくりの今からのポイントですよね。

そこにこれから入る人たちは、温かい気持ちを持てなくなっているという。たまたまイ

ベントをやるぐらいですけど、そこのところをどうしてやっていくのかなと。
　すみません。以上です。
（室田会長）
　ありがとうございます。今のは大変重要な御指摘だと思いますし、二つ目の報告事項というか、議論のところでも非常に重要だと思います。ありがとうございます。
　それは二つ目の議論のところでまた踏まえて、一緒に議論をさせていただければと思ったのですが、何かコメントございますか。
（事務局）
　そうしましたら、今の委員の御質問に対しまして、アンケートの取り方に関して、今回の二ヶ領に関してどうだったかということについて御報告します。
　今回は１０年目ということで手続的に更新の時期を迎えたと。地区まちづくり条例の中で更新等を含めまして、地域に周知をして意見を聞くというのが手続上定められておりますので、チラシというか、アンケート用紙を配布いたしました。それは地域にお住まいの構成員の方がポスティングを直接しました。地区外に住んでいらっしゃる方に関しては郵送で行ったといったようなことでございます。
　その中で、自由意見の中に先ほど申し上げたようなところが意見としてあり、返ってきたのが７つだったというところでございます。
（室田会長）
　ありがとうございます。影山委員、よろしいですか。
（影山委員）
　はい。大丈夫です。
（室田会長）
　そうしましたら、森委員、もしよろしければ何かコメントを。
（森委員）
　今は特にございません。
（室田会長）
　そうですか。分かりました。ありがとうございます。
　そうしましたら、議題の１につきましては以上ということにさせていただきたいと思います。
　それでは続きまして、「川崎市地区まちづくり育成条例のあり方について」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

（事務局）
――資料説明――

（室田会長）

ありがとうございます。それでは、早速議論に入らせていただきたいと思います。

その地域課題について、特に何か考えられるかというようなことを、まず議論をするということでよろしいのでしょうか。今はそういったお話が最後にありましたけれども。

（事務局）

そうですね。条例の立てつけから、地域のルールを決めるために支援してきたというのが今までの流れでしたけれども、ただ、そうしたニーズがだんだん聞かれなくなってきているという中で、新たな方向性を条例を変えるということではなくて考える必要があるのかなということで、最後に事例を出したのが、その地域の原動力、熱量を感じたような事象が直近ではこういうものがあったというようなところでございまして、何かそういった条例の中で活用することが、地域の地区まちづくりに資するような、そういった取組がありましたら、ぜひとも御意見等をいただければというふうに思っているところでございます。

（室田会長）

今ある地区まちづくり条例で対応できる問題、対応できない問題、いろいろと地域の中で問題を抱えていらっしゃるかと思うんですけれども、その辺を条例に限定せずに議論をしてもよろしいということですか。

（事務局）

条例自体は、地域の土地、建物に関する捉え方といいますか、定義をしております。

例えば、福祉ですとか、そうしたものに関してはかなり守備範囲が異なりますので、そうした条例の土地、建物、必ずしもルールということにこだわる必要はないと思いますが、そうした視点、いわゆる地域のハード的なまちづくりという視点で御意見等をいただければ、非常にありがたいと思っております。

（室田会長）

はい、分かりました。ありがとうございます。

ということの趣旨だそうです。結構、幅広い議論になるかもしれませんけれども、それでは、まず先に今御説明いただきまして、質問等が最初にありましたらお聞きかせいただけますか。

ないようでしたら、御意見のある方、お願いします。

今後、地区まちづくり条例の見直しが必要かどうかということはまた次のステップの問題としまして、まずは条例では対応が難しい問題、あるいは、その熱量がかなり落ち継続性が危ぶまれる活動、あるいは、先ほど影山委員も御指摘ありましたけれども、次世代にうまくつなげていけないこと、自治会関連の活動の問題など問題は幅広く多々あると思いますが、特に、地区まちづくりに係るような問題を中心として、何か御意見を賜ればと思います。

それでは、どなたからでも結構ですが、お願いできますでしょうか。

では、影山委員、お願いいたします。

（影山委員）

私が今から言うことが大体どういうふうに話自体が落ちていって、どういう課題が出てくるか、皆さんにちょっとお聞きしたいぐらいなんですけど、例えば、宮前区のことで申し訳ないんですけど、ここでもちょっと同じかもしれないですが、宮前区の場合、山坂が多いです。非常に地区の特性があります。それで高齢化はもちろん進んでいます。そうなると、もう単純な話ですけど、買物に行くときに、よいしょと腰を下ろすところ、はっきり言えばベンチがないんだ。一回来てもらえば分かりますけど、高齢者が腰を下ろすところがないんです。バス停にベンチ一つ作るのに実は３年か４年かけたんです。

それで、町内会にアプローチしたら、町内会の方でもその提案をした人がもういて、それで出来ないからどんどん消えてなくなったんです。それを僕は商店会の会長さんの方から聞いたんです。

なぜ、このように地域における不具合が起きるのか、土橋の方ですから、ここは非常に景観地区で、エリア自体は非常にいいところなんですよ。皆さん地区協定に入っていたかな。ところが、そこへのアクセスのバス停のところにベンチが全然ない、二つ、三つ、全くない。結果的にはもちろんついたんですよ。だけど、そういう熱意ある人が提案して、既存のルートに行ったときに､どうもなしのつぶてで検討しておきましょうということで、現状ではものすごい時間がかかるシステムになっている。それから、地区特性の問題について、ちょっと私も年食ってみて分かりますけど、そういうようなものが今後どうなのかなということが一つあります。

（室田会長）

ありがとうございます。ウォーカービリティの向上なども重視されていますが、歩行環境がうまく整っていない、ベンチがないとか、あるいはトイレが欲しいとか、まちを歩く上ではベンチとトイレは絶対必要なんていうのは、なかなかそれがうまく実現できない。

そういった問題がある一方、空き家とか、余っているところはいっぱいあると。それらがうまくつながらないし、余っている場所はいっぱい余っていて、一方で欲しいものが作れないと。作ろうと思うと、いろいろな規制があって、それを取っ払うのが大変ということが、いろいろな地域でも問題としてあるかなというふうに思いました。ありがとうございます。では、二井委員、お願いします。

（二井委員）

そうですね、例えば、川崎市地区まちづくり、今日配付いただいている条例の最初の目的というのを見ると、市民等の主体的な意思に基づいて、地区まちづくりを推進するための仕組みを整備して、その地区について魅力的にまちづくりを進めて居住環境とかを整えていこうというふうになっていますよね。

その中の定義の中で、先ほど課長もおっしゃられましたけど、基本的には地区内の土地及び建物に係る居住環境となっているので、これはこの文言だけを見ると、この地区の土

地は民間の土地だけを指しているわけではなくて、恐らく、そのエリアの全体、公共空間も含めて入っているのかなと思うんですね。

一方で、例えば今日配っていただいている資料の中の「みんなで進める地区まちづくり」というパンフレットを拝見しますと、その中に地区まちづくりのきっかけというのが分かりやすく絵で載っているんですけれども、ここに書いてある項目というのは、基本的には民地の工夫について書かれているということがあると思うんです。

僕は何かちょっとその辺を少し議論した方がいいのかなと、さっきの影山委員のお話にも関わるんですけれども、地区の中には、半分ないしは３分の１ぐらいは公共的な空間が含まれていて、それも含めてやっぱり地区の魅力をつくっていると思うんですね。

この地区の中を快適に住んでいる人たちが移動しようと思ったときに、じゃあ、その地区の中に少しベンチとかを置いてみよう、それは当然公共用地になるんですけども、そういったことをやろうと思うと、急にそこのところで話がうまくいかないというのがあるんですね。例えば、何でもかんでも公共空間にリクエストだけを出してもらうと、これは収拾がつかなくなると思うんですけど、こういう地区まちづくりのちゃんと登録をして、例えば、一定の維持管理とかをして運営もされているという地区の中であれば、やっぱり地区まちづくり協議会から、公共空間も含めて、公共空間の提案というわけではないですけど、この地区をどうしたいかという、こんなふうにしていきたいんだよという、そういう提案ができる、立てつけ上はできるのかなと思うんですよね。

それを例えば、こういう提案が上がってきたということを、こういった審議会で、さすがにそれはやり過ぎじゃないかとか、これをやるためには、こういう運営体制を整えてもらわないと、作った後に誰も管理しないというのは困るよとかという、そういうことをやっていけばいいと思うんです。いずれにしろ、ちょっと今の私が拝見する課題として、この地区の全ての土地というふうにしている割には、実際にはその地区の中の民間の部分だけが対象になっているというところに、その大きな矛盾と、この制度の限界が今はあるのかなというふうにちょっと感じています。

（室田会長）

ありがとうございます。大変重要な御指摘かなというふうに思いますし、私もそこが大変気になっていました。

まちづくりは、民地も公共用地も含めて、全体として一つのエリアがあって、全体としての環境が形成されているわけですので、民地は住民、公共用地は公共とやってしまうと、なかなかできることもできなくなってしまうということがあると思います。

これは多分、建築協定に関する運営といった段階で、民地の話に急激にシフトしていってしまったのかもしれませんが、もともとはその地域・居住環境をよりよくしていこうと、住みやすいまちにしていこうというところに大きな主眼があったと思うわけで、そうすると、民地だの、道路空間だの、公園だのと全部分けて考えるわけではそもそもないし、住民もそう考えていないと思います。

なので、そういったことに全体として取り組めるような仕組みに、今、まさに二井先生がおっしゃったとおりなんですけれども、これは立てつけがそういうふうにできるはずですよね。

（二井委員）

条例自体はそういうふうになってそうかなと思うんですけど、長らくこの地区計画とかも、やっぱり個人の制限をどうかけるかというところに、やっぱり景観法自体がそういうふうにあるので、そこの課題を、だから条例を改正しなくてもできる範囲はありそうだなと思うんです。

（室田会長）

そうですね。単に、環境を保全するとか、ルールで規制するとかということに偏ってしまっているような気もしますので、例えばもしベンチが欲しいんだったら、ベンチを作るためにはどういうことが必要であり、どんな街づくりを進めるか、あるいは、例えば管理不全などを起こしている住宅地も結構ありますけれども、それを何とかするためには、どういう街づくりをしたほうが良いかというような活動が対象にはなっていないように見えます。様々な地域課題が取り上げられて、住民で議論をして、解決策をみんなで一緒に考えて、そして行政の方もアドバイスなどをされるケース、関係する条例や法律、補助金や支援制度、協力してくれる組織、市でできることやできないことなど、整理をしつつ進めていけるような街づくりは対象にする必要があると思います。

では藤井委員、お願いいたします。

（藤井委員）

私も同様に感じています。今この取組みでイメージしているアウトプットがルールづくりだけになっているというところが、すごくハードルが高い。

まちづくりの担い手となる、次の人たちが生まれにくいというのは、この運用の仕方だと当たり前な気もしていて、やはり小さな成功体験というのはすごく必要だと思うんですね。ルールづくりは重いので、その中で活動していく人たちには、小さな成功体験が積み重なって、確かに自分たちのまちをよくしていくという実感がないと、なかなか続けることもつらくなってくるんじゃないかという気がします。

だから、もう先ほど御紹介いただいて、１０年とか何年もやっている、このルール、まちづくり活動の人たち、８年、９年、１０年務めて、それであと、それを支援してくれるコンサル派遣は４年とか期限があると思いますので、そこから先をやっていくためには、原動力と同時にやっぱりそこにつぎ込む燃料というか、ガソリンというか、その部分も必要だと思うので、成功体験ができるような、山坂が多いという川崎、麻生区とか宮前区の特徴を捉らまえると、その道路にベンチを作りたいというのは、多分、区全体ぐらいの感じで必要なニーズだと思いますので、そういったことを政策に格上げしていって、それを官民連携でできるというところに、こういった地区まちづくり条例が使えるという形になってくるのが本当は理想、条例制度を活用したまちづくりを活性化するというところにな

るんじゃないかなという気がしております。

だから、アウトプットの多様性ということと、そこの中で対象にするのは、今、二井先生たちがおっしゃられた公共空間を支援する。

私は横浜市の美しが丘地区に、もう２０年以上関わっているんですけど、その中でうまく世代交代をしながら活動も続いているんですが、活動組織としてアセス委員会が設置されています。

この地区は、遊歩道網内に階段が多いところなんですね。その階段をカラーリングしたり、そうした活動を子供たちと一緒に行うとか、そこにデザイナーを絡めて、出来上がりも普通のものと違う、やっぱりデザイン的にいいものをそこに仕込んでいくと、関わる人が増えてきます。地区内の人たちだけじゃなくて、外からも協力してくれる人たちが出てくるということが、また地元の人たちのエネルギーになってくる部分になったりします。開発してもう四、五十年経つ住宅地もあると思いますので、道路を側溝とかも含めて、結構傷んでいるところが出てきているかと思います。開発住宅地で階段があるところだと手すりとか、そういうものが老朽化していって直さなきゃいけないという、道路管理者としてやらなきゃいけない部分を、まちづくりと協力しながら、より質の高いものにしていくという対応の仕方があるんじゃないかと思います。

（室田会長）

ありがとうございます。大変いいキーワードをいただいたと思います。小さな成功体験とか、アウトプットの多様性とか、非常に重要なキーワードをいただきました。美しが丘の話も階段に非常にきれいなカラーリングがされた有名な事例かと思います。私の大学がある港北ニュータウンの中川でも小学生のグループが一緒にやるまちづくりと、中学生が一緒にやるまちづくり。中学生には、ペインティングを階段にしていただいたりとか、あるいは小学生は小さなタイルを作ってそれを埋め込んだり、大学生が参加したり地域の関係者の方々に関わるまちづくりをやっておりますが、小さなプロジェクトと私たちは言っておりますが、小さなプロジェクトをどうやって積み上げていって、そして積み上げていった先に、思っていた良い環境の形成にどうつなげていくか、それをみんなで目指そうという活動がありまして、まさに藤井委員がおっしゃったような成功体験をいかに積み上げるかということを重視していました。成功体験は活動者だけのものではなく、それによって活動の範囲も広がること、活動者間の関わりが増えること、そこの定住意識にも影響を及ぼすことなどがあります。

次世代に受け継げるまちづくりなども、多世代の方に関わっていただきながら、いろんなプロジェクトをみんなで一緒にやっていくというようなスタイルが必要ですが、ルールだけだと、そのようなまちづくりには関われないことになります。建築協定については、若い人が住めないなどという指摘もあり、建築協定のみのまちづくりでは説明が難しい時代になってきていると思います。

いいまちを将来にどうやって継承していくかということの非常に重要なポイントかなと

いうふうに思っていますけど、ぜひいろんな方が参加できて、小さなプロジェクトの積み上げをぜひできるような条例に、できるような仕組みにしていけないかと思います。

森委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

（森委員）

今までの高尚な話からずれてしまいますが、私が住んでいる山口台自治会は環境保全委員会が地区まちづくりグループに登録をしています。資料２－２の左側の一番下の方、青い矢印の先ですが、地域のルールや活動の周知を目的として条例を利用しているケースが多いとされています。山口台自治会環境保全委員会がグループに登録しているのもこれが理由です。地区計画の御担当の方からお話をいただいて委員会で検討しました。一番のメリットは、環境保全協定、自主協定なので一番緩いやつですが、この協定に関する資料がホームページに載りますよということでした。今まで逐一電話や口頭で説明したりすごく手間がかかったんですけれども、少し楽になるのかなということで、載せていただいて今３年目になっております。

業者の方からは、ホームページを見てから話があるので、ワンクッション手間が省けているということで大変ありがたいと思っております。ホームページを自治会で運営できるスキルもなく高齢化も進んでいます。山口台自治会は自治会組織と環境保全委員会という、協定運用を主にしている組織、二つが並行して動いていたんですが、担い手が本当にいなくてもうどうしようもないということで、令和６年にこの二つの組織の統合が予定されております。

一人の人間が幾つも兼務をしているという状況で、新たにまちに戻ってくる人がいないんですね。というのは、いつまでも働かないといけないような状況、働ける状況がありますし、あとはそういう必要がないにしても、まちづくりとか自治会活動とか、先ほどそういうお話もありましたけれども、手を挙げてやろうという人間は非常に今少ないです。それは当たり前だと思っております。担い手不足というのが一番の、山口台に限らずだとは思いますけれども、課題ですね。

あと、地区計画の担当さんに何度か相談させていただいて、お世話になっている事例もございます。山口台環境保全協定は建物を建てる際には、まず自治会に相談をしてくださいと案内をしています。自治会長、環境保全委員長も兼務していますが、地区計画の届出に事前の委員長確認印がないと市役所の方で届出ができない仕組みになっている、川崎市で唯一の組織であると伺っております。区画整理事業でまちをつくってきたときに、自治管理組合という組織ができまして、専門職員が常駐してまちに必ず情報を入れた上で、自治管理組合主導のまちづくりが長い間行われてきました。それには期限があったので現在は自治会の普通の素人のおじさん、おばさんがやるしかないような状況になっていまして、今協定の運用について成り手がいなくて、これも今危機的な状況です。私と７０歳自治会長の二人でやっていて、他の方が誰かといっても全然手が挙がりません。

あと一つ、先ほどいろいろなまちの困り事を一体的に聞いていただければという話があ

ったので、今こういうことがあるというのを御紹介させていただきます。山口台地区に鶴亀松公園という、区画整備事業で造った公園があります。これは由来のある鶴松、亀松という、昔何百年も樹齢があった松の木を偲んで、公園に松を植えて、地元が区画整備事業のときに出た基金を使って、ずっと自治会の経費で管理をしていたのですが、夏に一本枯れてしまいました。これは、川崎市の持ち物ですので、道路公園センターに相談しましたところ、植え替えるにしてもいつになるか分からない。さっきの桜の話もそうですけれども、予算がないということですね。

道路公園センターに関しては、地区内の街路樹の剪定すらも十分にできていないような状況が今ございまして、これにつきましても予算がないということです。山口台地区は区画整理の当初に専門家の建築家が関わって、あまり見かけないようなボンエルフという、生活道路を走る車のスピードを抑制する目的で白タイルを施したところがありまして、当時としては画期的なまちづくりでした。その白タイルもどんどん壊れて修繕を頼んでも、お金がかかるから白タイルは無理なのでアスファルトですと言われたりとかですね。当初、多分いいまちをつくろうということで、まちづくりを計画して市と土地区画整理組合が一緒になって進めてきたのではないかと思うんですが、完成したら市の方が割と手を引いているんだなというような状況、印象を受けています。なかなか、実際の所管部署には御協力いただけないような状況が続いているということですね。

話が飛んで申し訳ないんですけれども、感想というか、現状というか、実態はそんなところです。

（室田会長）

ありがとうございます。

大変貴重な実態をお話しいただいたと思いますが、そういったいろいろな問題を抱えておられて、それを市の方はちょっと撤退しているんじゃないかというような御指摘がありましたけれども、そういうことを市として受け止めていけるようなところというのはどこかあるんですか。

（事務局）

今、森委員の方からお話がありました、山口台、区画整備を最初に３０年ぐらい前にやったときにも、いわゆるその辺りの市道とは異なるかなりハイスペックな仕様で区画整理を行われたというようなとこがあります。という中で、その部分の白タイルですとか、いわゆるノーマルな仕様以上のものについては、当時管理を受ける段階で、行政が受ける部分と、それから地元の引き続き維持管理する部分を切り分けているというような状況が、まずございます。ただ一方で３０年経年してきて、全体が相応の補修が必要となる時期というか曲がり角に来ているような実態と聞いております。

その中で、全部を総括して、市の方で経済面も含めて受け止めることができるような部局というのは、今のところここですという話はなかなかできにくいのかなと思っています。

そういう中で、当時そうしたスペックの高い区画整理が時代的にも要望されていて、そ

れによって土地の資産価値も反映されたと思います。という状況の中で、地域も含めて３０年が経った、今後はどうするかというのを考えるというのもまず必要なのかなというふうには思っています。

どんなに上等に造られたものでも経年をすればそれなりに補修が必要になってくるということは当然のことですので、会長の質問に対して受けるところがありますかというと、そういう意味では、切り分けた部分で市が管理する部分は引き続き道路公園センターが管理しているんですけれど、予算がないという話はまた置いておきまして、管理すると。

一方で、地元が管理をするというふうに仕切られものについては、地元の管理という、今の現状ではそうなっていると聞いております。

以上です。

（室田会長）

ありがとうございます。ワンストップの窓口として、地域の様々な課題について、ワンストップで道路や公園など各部局の話を受け止められる窓口などはあるのでしょうか。

（事務局）

通常の市街地であれば、土地の底地権が市かもしくは民地かということで、底地権に基づいて、管理者が決まってくることが一般的ですので、そういう意味では底地権が市にあれば、公園の管理部局であったり、道路の管理部局であったりというのがお話を承りますということになろうかと思います。

ただ、山口台の例で恐縮ですけれども、山口台につきましては底地権とそれから管理の物件が若干複雑だというところがあります。それは、その当時に、地元とのお約束でやったというところで、現状でもそれ以上の動きがないという状況でございます。ちょっと特殊な事例なのかなというふうには思っております。

（室田会長）

すみません、森委員。

（森委員）

すみません、一つ追加で御紹介だけ。

山口台自治会は地権者、住んでいない地権者もいるんですけれども、住民の地権者と地区外地権者の方から、緑の管理運営費という名目でお金を頂いています。戸建ての住民は４，０００円、ちなみに自治会費は３，０００円なので戸建て地区に住んでいる方は１年で７，０００円を払っていただいております。この緑の管理運営費を原資にして、地区内の公共の緑、緑道という地区内を通る歩行者専用道があるんですが、この緑道の低木や高木の維持管理、具体的には業者による剪定を行っております。

住んでいる人が自分の財布からお金を出して、公共の緑の維持管理をしている珍しい自治会だと聞いております。

なので、緑や道路に関する様々な要望を出していますけれども、ほかの自治会とはそういうところが違うということを、常々道路公園センターさんには言っているんですけれど

も、それでもうちはお金がないと言われます。山口台だけ特別扱いをすることはできないのは分かるんですけれども、じゃあ、山口台だけ住民が公共の緑の管理にお金を出しているんですよというようなことは、市としてもそれを認識をしていただきたいなということは常々思っております。

（室田会長）

ありがとうございます。

それぞれ個別の問題と、あとそれから共通問題とがあるかなというふうには聞いていて思いましたけれども、ほかにございますでしょうか。

（二井委員）

すみません、僕、ちょっと公共空間のことを先に口火を切って言ったので少し。

やっぱり全ての地区から公共空間をこうしてほしいという要望は、どこのまちでもあらゆる量が出てくるんですね。なので、正直、日本全国の自治体は当然対応できないというのが現状だと思うんですね。なので、そういうのもあって、このそれぞれの地区が例えばどういう、今までがルールづくりだとすれば、ある地区まちづくりに登録して、その地区の例えば未来ビジョンみたいなものを描くとかという、今回川崎市の場合はコンサルタント派遣というような、さっきビジュアルの資料みたいなものもありましたけど、ある意味プロが主導になる必要はないですけど、プロがサポートして分かりやすくまとめるみたいなお手伝いをできるような制度もちょっとセットで持っておくみたいなのがあるので、課題をどんどん要望できる何かというよりは、そういう地域である程度未来のビジョンをつくって、その中に今山口台地区でおやりになっているような、みんなで公共の緑も管理していこうとかという、ある程度自分たちでその後管理運営のところも担っていけるというところについて、初めて公共的な要望に対してどこまでできるか。逆に言うと、それが優先順位になってくるみたいになると、この地区まちづくりの条例を使って、自分たちの地域をよりよくしたい人たちはここに参加して絵を描いていく意味はちょっと出てくるのかなと。

それの内容はこういうところで審査できるでしょうし、そういうふうに未来ビジョンというようなのができるのであれば、モチベーションもちょっと上がってくるし、ここでの審議というのもできるようになるのかなという気はちょっとして、聞いておりました。

（室田会長）

ありがとうございます。

だんだん老朽化してきて、経年化してくると、ビジョンをつくり直すというニーズは私も高いと思っているところです。恐らく都市計画マスタープランで少し狭いエリアに関するビジョンをつくって対応するのか、別途エリアの設定をして地域のビジョンを作るのかについて少し議論が必要かもしれませんよね。

（二井委員）

このために実は持ってきたわけじゃなかったんですけど、昨日狛江市というところの打

合せがあって、そのまま家から来たので。

これもちょっと広いんですけど、狛江市の多摩川っぺりの辺りをどうしていこうかという、何の計画も担保されていないけど、市の若手と私の研究室で協力してこういう課題とかを出し合いながら、何かこういうふうに変わっていったらいいよねみたいなものを模型とか図面で表したようなものをつくったというのがあって、これもちょっとひどいんですけど、いわゆる都市マスとか、ほとんどイメージが湧かないようなものが多くて、そういった中で少し狭い範囲だからこそ逆に模型を作ったりとか、ビジュアルの資料でやるみたいなこともできるのかなと思うんですけど、何かこの地区まちづくりの条例ができることの中にルールづくりだけじゃなくて、みんなでまちの地区のビジョンを描いてみませんかみたいなのも入ってくるといいのかなと。

もしくは、よろしければ回覧、ちょっとたまたま今かばんに入っていたやつなので、これを回していただければ。

（室田会長）

写真と地図ときれいな図面、模型もあるんですね。

（二井委員）

これはちょっと議論のあれではないと思うんですけど、僕が今申し上げた未来のビジョンって、ほかでやっているやつはどれも実行される担保は全くないんですね。ただ、こういうふうになったらいいよねということが共有されて、それが地域の人たちの中でもそういうふうになるといいよなというところが出てくると、ちょっと動きが出てくるのかなという気もするので、何かそこの地区の未来を描くような方にこの条例がうまく使われているといいなというふうに思っています。

（室田会長）

ありがとうございます。

ぜひ、そういった検討をしていただけないかなと私も思います。私もちょっと別の地域になりますけれども、戸建て住宅団地ですので、都市計画マスタープランの範囲と比べると圧倒的に狭いんですよね、一団地ずつになっていきますので。みんなで、自分はこういうことならできるし、こういうことだったらまちをよくする上で何かできるよというようなことをみんなで集まって、言いたい放題言って、それをまとめて絵にしたという事例があります。

だから、今まさに二井先生がおっしゃったように、できるかできないかは分からないが、住民のやりたいことを言い合って、それを将来ビジョンという形でマップ化しました。

すみません、時間も相当延びてしまっております。ほかにありますか。

（藤井委員）

すみません、一つだけいいですか。

行政ができることっていろいろあって、先ほど、川崎市の住宅地にはいいところがある。横浜と全然違うのは、第一種低層住居専用地域に指定しているところって本当に限られて

いて、良い住宅地にはきちんと一低専を指定しているという都市計画を考えられている中で、ちょっとグレードアップしている住宅地って、山口台だけじゃなくて、ほかにも幾つかあるかと思うんですけれども、川崎の住宅地という意味で、それも一つの地元の文化だと思うんですよね、川崎の文化。

今、まちづくりをいろいろとしているテーマの中に、歴史的なものが二ヶ領は少し入っていますけれども、そういった川崎の文化をつくり出すという、まちづくりの中で文化をつくりだすというところ、それを支えていくというところは行政目的とも合致すると思うので、まずはそういったグレードアップしている住宅地がどれぐらいあって、それらの住宅地の管理組合なり自治会の横の連携を作り出す、あるいはその中で行政はどこまでの支援をできるのかなど、先ほどのタイルのお話なども基金があるところとないところといろいろあるかと思います。そのタイルの質もいろいろとあるかと思いますので、そういうところをちょっと研究してみて、川崎の住宅地文化というのを、これから先によりよい形でどう維持していくのかということを長い目で支えていくという視点から、このまちづくり局というのがせっかくあるので、こだわって考えていっていただくようなことをスタートさせていくことも考えられているのではないかと考えます。

（室田会長）

ありがとうございます。

ちょっと時間の不手際で、時間が大幅に延びてしまって大変恐縮に存じます。

最後に何か一言、もしございましたら。

（影山委員）

一ついいですか。

今日、一つすごく勉強になったのは、やっぱりデザインの力ということですね。これも、すごくよくなる。

私、実は公園の整備をもう３０年近くやっています。その中で、実はごみ問題や騒音問題、つまりこれは公共施設ですけど、周りは全部閑静な住宅地ですよ。これが嫌になって出ていく人たちがいます。それで、道路公園センターに行って、私もそこでごみ拾いをしています。それで一つ出たのは、うちの小学生の子供に禁止の看板、かわいい看板のデザインで描いていただけますかと、僕に直接来たんです。ああ、いいじゃないのと。私はそれを道路公園センターに持って行った。道路公園センターは少し時間がかかるけど、少しおしゃれなままの絵を採用してくれたんですよ。これはすごく私もびっくりしている。それで、実はそこに立った。それから、ちょっと騒音やごみの数が減った。

その後、業者が入って、業者さんは看板のことを知りませんから、立木を切って、看板も一緒に撤去してしまった。みんな悪くないのよ、業者さんもそれはそれで一生懸命自分の仕事をやっているんだけど、どんな思い入れで地域の人がやったかは分からないまま、撤去されてしまった。それで誰かがやっぱり電話をしたんだよね、道路公園センターに。それで、分かりましたということで道路公園センターの方はすぐに対応してくれて、責任

を持ってまた元どおりにしますと。私、それからいろんなことを学んだ。

一つは、やっぱり地域の小学校の子供が自分の絵を描いて、公共施設に、私の言葉はちょっと硬いんだけど、騒がないでねと。ごみは、ごみさんがかわいそうだからねという感じなのよ。だから、その感覚が僕はこれを未来の世代がそんなことを考えてくるのかなと。

すみません、以上、デザインの力は大きいなと、私、一言、それだけです。

（室田会長）

ありがとうございました。

大変貴重な御意見、御議論をいただいたというふうに思っております。心より感謝申し上げます。

それぞれの御助言、御指導いただきまして、これらの御意見をぜひ川崎市の地区まちづくり行政にこれから生かしていただきたいというふうに思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

――なし――

（室田会長）

ありがとうございます。

ほかにないようでしたら、進行役を事務局の方にお返ししたいと思います。

（事務局）

ありがとうございました。

地区まちづくり組織等への活動支援や地区まちづくり育成条例のあり方につきましては、本日いただいた御意見や御教示を踏まえまして、今後も検討・調整を進めてまいります。

今後の予定といたしまして、公開する議事録につきまして、メールなどにて、委員の皆様に御確認いただいた後、二井委員に、議事録を送付させていただきます。お手数をおかけしますが、確認していただき、捺印の上、御返送いただきますようお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、各委員の皆様、長時間にわたり、貴重な御意見や御助言をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和４年度第１回川崎市地区まちづくり審議会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。